

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項目	6-1 建築物の建築（耐震性能等）	
担当部局	くらし・環境部建築安全推進課建築確認検査室	
企業からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国基準よりも高い耐震性能を設定している耐震基準の緩和 	
規制の目的・現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震説発表以降、建築物の被害を最小限に止めるためには、より耐震性能を向上させる必要があることから、構造設計指針を策定した。 ・ 県民に、建築基準法の想定を上回る地震力に耐えられるよう建築物の耐震性能を引き上げ、安全性をより確実に確保することへの理解を求め、指針の適用を働きかけている。 ・ この結果、近年建築される9割以上の建築物に、建築主の理解の下、指針が適用されている。 ・ 静岡県第4次地震被害想定においても建築物の被害率を低減させるため、指針の適用が不可欠とされている。 ・ 必要に応じ見直しを行ってきており、現在、東日本大震災の知見を取り入れ、南海トラフ巨大地震への対策とするための改訂作業中。 	
該当法令等	静岡県建築構造設計指針	
他県の状況（他県比較）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都などが構造設計指針を策定しているが、地震力の割増しはない。 ・ 福岡市が条例で市内の一部地域において、建築基準法を上回る地震力に耐えられるよう規定を設けている。 	
これまでの見直しの状況	昭和54年：鉄筋コンクリート造構造設計指針策定 昭和57年：鉄骨造構造設計指針策定 昭和58年：木造構造設計指針策定 平成4年：静岡県建築構造設計指針策定（上記指針を統合）	
見直す場合の手続き	庁内関係部署、県内特定行政庁との調整	
規制緩和による影響	規制する側	大地震時における建物被害の増加
	規制される側	大地震時における建物被害の増加、それに伴う事業継続性の低下
規制緩和・見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県建築構造設計指針における建築物の耐震基準について、制定時の経緯、その後の経過、さらに建築耐震構造の専門家の意見等を踏まえ、総合的に検討したところ、南海トラフ巨大地震から県民の命を守る上で有効な取組であることから、現状維持とする。 	
規制を維持する場合はその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針改訂では、日本建築防災協会において建築耐震構造の専門家による検討を行っている。阪神や東日本大震災など大規模地震の経験から、耐震性向上の重要性は専門家らの共通認識であり、緩和する方向の意見は出ていない。 ・ 指針の適用については、概ね建築主の理解が得られており、想定される南海トラフ巨大地震から県民の命を守る上でも大変有効な取組であることから、引き続き普及、啓発を図っていく。 	